

大阪市立桜宮高校での痛ましい体罰・自殺事件をうけて、今こそ真摯な反省と再発防止を

児童生徒が尊重され、体罰のない学校づくりを求める議長声明

——— すでに苦しんでいる生徒をさらに苦しめるのではなく、合意形成による学校再生を ———

【目次】

- 1 体罰には教育的効果はなく、教育と相容れない
- 2 法律・条約は、体罰を絶対的に禁止している
- 3 生徒が自殺した場合、精神的ケアに配慮した慎重な調査が求められる
- 4 一方的な命令による拙速な対応は、生徒・受験生を苦しめる
——— 教育への政治介入ではなく、合意形成による学校再生を
- 5 体罰の温床を除去することこそ真の解決
——— 競争や体罰を推奨してきた責任が問われている

1 体罰には教育的効果はなく、教育と相容れない

体罰は、直ちに学校現場から一掃されなければならない。

一度ふるわれた体罰は、児童生徒の心身に深い傷を与えてしまう。屈辱感あるいは教師への反発心を募らせて不信感を助長させるとともに、直面する課題を恐怖と抑圧によって潜在化させてその解決を困難にしてしまう。さらには、将来を担う児童生徒に対して暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けてしまう。このような体罰に「教育的効果」はない。

また、成績評価の権限をもち絶対的優位にたつ教師による体罰は、児童生徒への重大な人格権侵害となる。その自主性を抑圧して服従を強いるとともに、教育現場における児童生徒の自主的かつ自由な活動や意思表示を困難にする。教師と児童生徒との人格的ふれあいを通じて心身の成長発達を促すという教育本来の営みとは、本質的に相容れない。

体罰をふるった桜宮高校の教師には、厳しい批判と適正な処分がなされるべきである。それと同時に、後で述べるとおり真相解明と再発防止のための的確な取り組みが進められなければならない。

2 法律・条約は、体罰を絶対的に禁止している

上記の問題点があるので、学校教育法11条は体罰を絶対的に禁止している。現行法においては「許される体罰」は存在しないのである。

この体罰禁止条項については、次のように指摘する裁判例がある。「戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な議論の芽が摘み取られていったのであり、その反省として、昭和22年に制定された右学校教育法により、

教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である」（東京地裁・平成8年9月17日判決）。こうした歴史的経緯への認識が深められなければならない。

日本も批准している子どもの権利条約19条1項は、締結国の義務として、「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」ことを定めている。体罰が許されないことは国際常識であり、体罰から児童生徒を保護することは国家の義務とされているのである。

3 生徒が自殺した場合、精神的ケアに配慮した慎重な調査が求められる

法律による絶対禁止にもかかわらず、学校現場での体罰事件は後を絶たない。2011年度中に体罰により処分された教師は全国で404人にのぼったが、これは氷山の一角である。体罰は桜宮高校だけの特殊事象でなくあらゆる学校現場に横行しており、早急な解決が求められる。

体罰を受けた生徒が自殺した場合には、緊急に事実調査と再発防止策の検討をするべきである。背景事情を含めた綿密な調査をするためには、中立・公平な立場にある医師や弁護士等の専門家を加えた調査委員会が早期に設置されるべきである（文部科学省通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」2012年6月1日）。

また、調査の実施にあたっては、すでに精神的ショックを受けている児童生徒や遺族の精神的ケアにも慎重な配慮がなされなければならない。

ところが、次にみるように、これらの対応策が十分に取られているとは言い難い状況がある。

4 一方的な命令による拙速な対応は、生徒・受験生を苦しめる

————— 教育への政治介入ではなく、合意形成による学校再生を

桜宮高校の生徒が自殺したことを受けて、大阪市の橋下市長は、「体罰を止められないのは、生徒や保護者の問題でもある」（1月17日）などと述べ、体罰事件の責任は保護者や生徒にもあるという言動を繰り返した。そして、部活動の停止や体育科入試の中止を教育委員会に強く求めるとともに、市長に従わない場合は同校に関する予算執行を停止すると述べた。

こうした言動は、同窓生の自殺という事態に直面して悲しみ傷ついた生徒をさらに苦しめる仕打ちである。生徒の精神的ケアが求められているのに、橋下市長の言動はそれに逆行するものである。

また、市長の要求は、体罰への責任を負わない生徒や受験生にまで制裁や不利益を課すに等しいものである。一方的かつ強圧的な言動という点で体罰と根は同じであり、およそ教育の場に相応しくない。

その一方で、専門家らを含む公平中立の調査委員会による調査は、今日まで進められていない。市長が任命した弁護士による調査チームは存在するようであるが、その人選や調査内容は非公表・不透明であるうえ、教育や精神医療に関する知見を有する専門家は含まれていない。

また、在校生に対する精神的ケアについては、1名のスクールカウンセラーが同校を週1～2回訪問

する以外には、何ら具体策は講じられていない。

念のため付言するが、そもそも市長には部活動停止や入試中止の指示や決定をする権限はない。政治家による教育介入を防止する見地から、地方教育行政組織法23条・24条により首長の権限は制約されている。橋下市長の言動は、実質的に教育委員会に圧力を加えて、教育現場に対して直接に政治介入をしようとするものであり、教育基本法16条1項（教育への不当な支配の排除）に違反する。橋下市長の「迅速な対応」が大きく報道されているが、その実態は、およそ真の問題解決から程遠いものであり、そこには教育への政治介入の実績づくりという狙いが垣間みえる。

今回の痛ましい事件を受けて真に学校を再生するためには、生徒や保護者を含めた率直な意見交換や討論を深めて、一歩ずつ合意形成を図っていくことが必要である。

5 体罰の温床を除去することこそ真の解決

————— 競争や体罰を推奨してきた責任が問われている

生徒に体罰を加えて自殺にまで追い込んだ教師に対する厳しい批判と処分は免れない。また、仮に体罰を黙認してきた関係者がいるならば、そこにも厳しい非難が加えられるのは当然である。

それと同時に、本件を桜宮高校だけの特殊事情として捉えたり、上意下達型の命令や処分だけで解決を図ろうとするのは誤りである。

昨年成立した大阪市立学校活性化条例および教育行政基本条例により、教師は徹底した管理統制と勤務評価の競争に晒されている。このことが教師を競争至上主義の姿勢に立たせてしまい、即座に結果を出そうとするあまりに教師が体罰に訴えてしまう。また、生徒や保護者とじっくり向き合う余裕が失われて連携や団結が弱められていることが体罰の早期発見と解決の障害となっている。

大阪維新の会が2011年に大阪府議会へ提出した「教育基本条例案」には、教師が児童生徒に対して有形力を行ってよいとする条項があった。これは市民からの批判を受けて成立に至らなかったが、それと前後して橋下氏（当時は大阪府知事）は体罰や暴力を肯定する発言を繰り返してきた。一例として、2008年10月26日に、橋下氏は「口で言って聞かないなら手を出さないとしょうがない」、「体罰という言葉にとらわれる必要はない」と述べて体罰を容認した。

こうした言動や教育政策こそ、真摯に反省され撤回されなければならない。

いま求められているのは、「特色ある学校づくり」の名の下に、試合成績や点数による競争に追い立てて学校や教師を序列化することではない。どの学校においても一人一人の児童生徒の人格が尊重され、自主性や個性が発揮できる体制が築かれなければならない。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、児童生徒の「教育を受ける権利」（憲法26条）を擁護し発展させる立場から、すべての教育関係者が体罰を根絶するために真剣な努力を払うことを求めるとともに、橋下市長による教育への政治介入の動きに対して強く抗議するものである。

2013年2月20日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良